

美里町総合計画等策定委員会規程

(設置)

第 1 条 美里町総合計画、美里町国土利用計画その他町長が必要と認める計画の案（以下「計画案」という。）を策定するため、美里町総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、町長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、教育委員会教育長、美里町行政組織規則（平成 18 年美里町規則第 3 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する本庁（以下単に「本庁」という。）の課長又は課長に相当する職にある者及び規則第 4 章に規定する出先機関（以下単に「出先機関」という。）に所属する職員並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 1 項に規定する執行機関（以下単に「執行機関」という。）に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。

5 委員会に事務局長を置くものとし、美里町課設置条例（平成 18 年美里町条例第 6 号）第 2 条に掲げる企画財政課（以下単に「企画財政課」という。）の長の職にある者をもってこれに充てる。

(職務)

第 3 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員会に出席し、計画案について審議する。

4 事務局長は、委員会の事務を掌理する。

(委員会の会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長において必要があると認める都度これを開催するものとする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

(幹事会)

第 5 条 委員会に付議すべき事項に関し、資料収集、調査・分析、検討、委員会議案作成等の事務を処理するため、委員会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、本庁の課長補佐、技術補佐若しくは係長又はこれらに相当する職にある者及び出先機関に所属する職員並びに執行機関に所属する職員のうちから町長が指名する者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置くものとし、企画財政課長補佐の職にある者をもってこれに充てる。

4 幹事長は、委員会の会議に出席し、委員会の会議に関する事務を処理する。

(幹事会の会議)

第 6 条 幹事会の会議は、事務局長が招集及び主宰するものとし、事務局長において必要があると認める都度、これを開催するものとする。

(任期)

第 7 条 委員会委員及び幹事会幹事の任期は、一つの計画案の策定が完了するまでとする。

(部会)

第 8 条 美里町総合計画審議会条例(平成 18 年美里町条例第 28 号。以下「審議会条例」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、審議会に部会が設置された場合においては、委員会における部会は、次の各号に掲げる部会ごとに、おおむね当該各号に掲げる課等の所属職員のうち、委員として指名された者をもって構成する。

(1) 総務行政部会

総務課、企画財政課、税務課、徴収対策課、会計課、まちづくり推進課

(2) 教育文化部会

教育総務課

(3) 産業振興部会

産業振興課、農業委員会事務局

(4) 生活環境部会

町民生活課、防災管財課、建設課、下水道課、水道事業所

(5) 保健医療福祉部会

健康福祉課、子ども家庭課、町立南郷病院

- 2 委員会における部会に部会長を置くものとし、各部会の構成員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会会務を掌理するとともに、審議会条例第6条第6項に規定する審議会の部会の幹事となる。

(事務局)

第9条 委員会及び幹事会の事務局は、企画財政課に所属する職員が当たる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の美里町文書取扱規程別表の改正規定及び美里町宿日直規程第2条第1項の改正規定は、平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成23年10月1日訓令第4号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行し、この訓令による改正後の美里町総合計画等策定委員会規程の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日訓令第10号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。